



埼玉県報

第 2775 号
平成 28 年(2016 年)
2 月 23 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- スタジオオーディオミキサーシステムに関する落札者等の公示（入札課）
- 電子複写機用紙に関する入札公告（入札課）
- 参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務に関する入札公告（入札課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 入間都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園スタジアム課）
- 埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示（建築安全課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 県道東京所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の訂正（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第二百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たびだち

三 代表者の氏名

雨海 順子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市柳崎四丁目二十八番二十六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、川口市とその周辺の障害児・者への生活サポート事業及び通所介護（デイサービス）事業を行う事によって、障害児・者とその家族が孤立することなく安心して地域活動に参加して行けるように、又、高齢者並びに健康障害を有する地域住民に対し、訪問看護事業を行う事によって福祉の増進に寄与する事を目的とする。

（変更後）この法人は、川口市とその周辺の障害児・者への生活サポート事業及び通所介護（デイサービス）事業を行う事によって、障害児・者とその家族が孤立することなく安心して地域活動に参加して行けるように、又、健康障害を有する地域住民に対し、福祉の増進に寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人入間市にJリーグクラブをつくる会

三 代表者の氏名

佐藤 仁

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市仏子千三十五番地十五 仏子団地五号棟百三

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県入間市（埼玉西部）にJリーグクラブをつくる為の支援を行うと同時に、年々変化するサッカー及び社会の地域性と国際性に順応した柔軟な発想と一貫指導で、サッカーに対する個々の想いを実現できるクラブライフを通じて、埼玉県西部地区における様々なスポーツの普及・育成事業、振興に努め、幅広い年齢層の体力向上及び意識向上、スポーツを通じての犯罪防止、就職支援、青少年健全育成を行い、埼玉県西部地区全体における経済・文化等の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
スタジオオーディオミキサーシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番地 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成27年12月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
ソニービジネスソリューション株式会社
営業部門メディアソリューション営業 2 部
東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
36,504,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年10月30日

告 示

埼玉県告示第二百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電子複写機用紙 25,152箱（A4判 23,500箱 B4判 252箱 A3判
1,400箱）（予定）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から平成29年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

埼玉県庁各課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 廣瀬 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年4月14日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年4月13日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年4月14日（木）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成28年4月14日（木）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年4月5日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年3月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成28年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Papers for electronic copying machines: A4 size (23,500 boxes) ,
B4 size (252 boxes), A3 size (1,400 boxes)

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Thursday, April 14, 2016, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Wednesday April
13, 2016

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Thursday April 14, 2016

告 示

埼玉県告示第二百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日

平成28年6月9日（木）

平成28年6月10日（金）

(4) 納入場所

県内各市区町村選挙管理委員会及び埼玉県企画財政部市町村課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 業務を遂行するに当たり、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 桜田 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年4月15日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年4月14日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年4月15日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成28年4月15日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年4月5日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年3月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成28年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Ballot Printing for Election of Members for the House of Councilors

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Friday, April 15, 2016, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Thursday April 14,
2016

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Friday April 15, 2016

告 示

埼玉県告示第二百十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字柳之宮字屋敷通二百三十二番の一部）

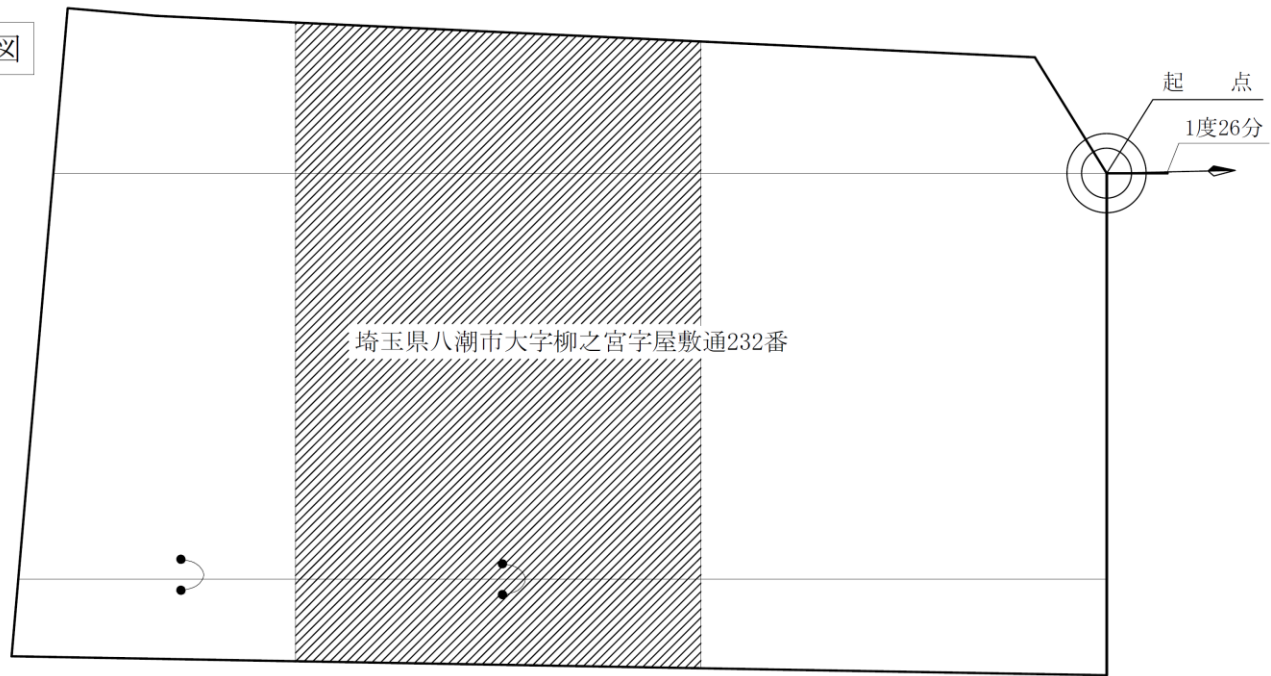
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別 図



【起 点】
起点は、八潮市大字柳之宮字屋敷通232番の最北端とする。

【格子の回転角度】 1度26分
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡 例】**
- 調査対象地・筆境界
 - 単位区画
 - ▨ 要措置区域
 - ↷ 区画統合

告 示

埼玉県告示第二百十八号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド東所沢店

埼玉県所沢市下安松九百六十番一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十八年一月三十一日

告 示

埼玉県告示第二百二十号

入間市から入間都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十三年埼玉県告示第二百七十二号で告示したさいたま都市計画公園事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二年一月三十日から平成三十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百二十二号

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年埼玉県告示第四百号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県熊谷建築安全センター内の項中「加須市」の下に「、本庄市」を、「深谷市」の下に「、児玉郡」を加え、同表埼玉県本庄県土整備事務所内の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百二十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十八年三月十七日午後二時	有限会社藤ホ ーム	佐藤大介	埼玉県春日部市備後西四丁目五番二十三号一〇二

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁職員会館 B〇四会議室

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>東京所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字久米字北久米二一七二番一 地先から同市大字山口字村中四一一番一 ○地先まで（ただし、関係図面に表示す る部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年二月二十六日 午後三時〇〇分</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年三月二十六日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十二号で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長八四八・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年九月二十四日

指令川建セ第二七〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成二十八年二月十九日

川建セ第二七〇〇九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字釜沼千七百五十六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県行田市大字持田千六百五十五番地三 アイリスT・D一〇二号
五十嵐 渉

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年九月二十八日

指令川建セ第二七〇〇五五〇号

二 検査済証番号

平成二十八年二月十九日

川建セ第二七〇〇八九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字式拾七耕地千六百三十二番七十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字砂新田七十八番地二

伊藤 直澄

告示

埼玉県選管告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者田中良生の選挙運動に関する収支報告書に関し、平成二十七年十二月二十八日に出納責任者細田富茂から訂正する旨の報告があったので、平成二十七年六月三十日付け埼玉県選管告示第四十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

誤	ページ	表中	行	
正	八十九	支出	十三	
誤	雑費			640,140 円
正	雑費			1,177,980 円

誤	ページ	表中	行	
正	八十九	支出	十四	
誤	今回計			9,003,567 円
正	今回計			9,541,407 円

誤	ページ	表中	行	
正	八十九	支出	十五	
誤	総計			9,003,567 円
正	総計			9,514,407 円

誤	ページ	表中	行	
正	八十九	支出のうち公費負担相当額	五	
誤	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0 円
正	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			155,520 円

誤	ページ	表中	行	
正	八十九	支出のうち公費負担相当額	六	
誤	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0 円
正	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			198,720 円

正 誤	ページ	表中	七 行
	八十九	支出のうち公費負担相当額	
	個人演説会の立札及び看板の作成		0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		183,600 円
正 誤	ページ	表中	八 行
	八十九	支出のうち公費負担相当額	
	計		1,745,200 円
			2,283,040 円

告 示

埼玉県選管告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人明日栄会 特別養護老人ホームきりしき（ユニット型）	埼玉県さいたま市中央区新中里二丁目八番六号
老人ホーム	社会福祉法人リバティ 特別養護老人ホームリバティハウス新館（ユニット型）	埼玉県さいたま市緑区松木三丁目二十九番五号
老人ホーム	社会福祉法人福都二十一 特別養護老人ホームアイリス弐番館	埼玉県川越市大字山田千五百二十六番地一
老人ホーム	社会福祉法人立正橋福祉会 特別養護老人ホーム立正たちばなホーム（ユニット型）	埼玉県熊谷市万吉千七百五十六番地百三十
老人ホーム	社会福祉法人松仁会 特別養護老人ホーム熊谷ホーム（ユニット型）	埼玉県熊谷市新堀千百四十番地
老人ホーム	社会福祉法人和泉の会 特別養護老人ホームいずみ熊谷（ユニット型）	埼玉県熊谷市平戸二百十二番地一
老人ホーム	会福祉法人厚生会 特別養護老人ホーム川口シニアセンター（従来型）	埼玉県川口市大字西新井宿千二百十六番地六

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人益慈会 特別養護老人ホームマツシィテラス (ユニット型)	埼玉県川口市芝下一丁目一番三十三号
老人ホーム	社会福祉法人白鳩会 特別養護老人ホームさくらの里 (ユニット型)	埼玉県川口市大字峯八百八十八番一
老人ホーム	社会福祉法人枚方療育園 特別養護老人ホームおきな (ユニット型)	埼玉県行田市馬見塚六百九十三番地
老人ホーム	社会福祉法人さきたま会 特別養護老人ホームみずほの里 (ユニット型)	埼玉県加須市平永百二十五番地一
老人ホーム	社会福祉法人潤青会 特別養護老人ホーム利根いこいの里 (ユニット型)	埼玉県加須市大越千九百三十三番
老人ホーム	社会福祉法人敬寿会 特別養護老人ホーム年輪福祉ホーム (ユニット型)	埼玉県東松山市大谷四千百六番地
老人ホーム	社会福祉法人松仁会 特別養護老人ホーム東松山ホーム (ユニット型)	埼玉県東松山市石橋千七百十六番地
老人ホーム	社会福祉法人庄和合会 特別養護老人ホーム庄和合 (ユニット型)	埼玉県春日部市金崎字道江五百二十七番一
老人ホーム (ユニット型)	社会福祉法人さきたま会 特別養護老人ホーム薫藤園 (ユニット型)	埼玉県羽生市秀安三百五十一番地

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人えがりて ユニット型特別養護老人ホーム吹上苑	埼玉県鴻巣市下忍四千四百六十一番地
老人ホーム	社会福祉法人グラン・ヘリオス会 特別養護老人ホーム川里苑デメル・ヴィラ（ユニット型）	埼玉県鴻巣市屈巢五千百五十八番地
老人ホーム	社会福祉法人かつみ会 特別養護老人ホームエンゼルの丘（ユニット型）	埼玉県深谷市今泉六百二十五番地
病院	医療法人社団葵会 介護老人保健施設葵の園・越谷（ユニット型）	埼玉県越谷市七左町六丁目百番地一
老人ホーム	社会福祉法人温和会 特別養護老人ホーム越谷ホーム（ユニット型）	埼玉県越谷市南荻島千九百八十七番地
老人ホーム	社会福祉法人貴親会 特別養護老人ホーム憩いの里（ユニット型）	埼玉県越谷市増森一丁目八十五番地
老人ホーム	社会福祉法人畏敬会 特別養護老人ホームレーベンホーム戸田（ユニット型）	埼玉県戸田市中町一丁目二十九番五号
老人ホーム	社会福祉法人杏樹会 特別養護老人ホーム杏樹苑滔々館（ユニット型）	埼玉県入間市上藤沢八百五十一番地一
老人ホーム	社会福祉法人アヤ福祉会 特別養護老人ホームみかんの里（ユニット型）	埼玉県新座市中野一丁目十七番三十三号

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人茂樹会 特別養護老人ホーム陽日館	埼玉県久喜市下早見千七百二十八番地一
老人ホーム	社会福祉法人富士見市社会福祉事業団 特別養護老人ホームふじみ苑（ユニット型）	埼玉県富士見市鶴馬三千三百六十六番地一
老人ホーム	社会福祉法人吉祥福寿会 特別養護老人ホーム吾亦紅（ユニット型）	埼玉県蓮田市閩戸千八百八十五番地
老人ホーム	社会福祉法人美咲会 特別養護老人ホームみずほ苑（ユニット型）	埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢七百三十五番地
老人ホーム	社会福祉法人守人会 特別養護老人ホーム森林園（ユニット型）	埼玉県比企郡滑川町羽尾字寺谷四千七百三十八番地二
老人ホーム	社会福祉法人宏仁会 特別養護老人ホームさくらぎ苑 やすらぎ（ユニット型）	埼玉県比企郡小川町飯田百十七番地
老人ホーム	社会福祉法人松大会 特別養護老人ホーム三戸里園（ユニット型）	埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸九百六十八番地

告 示

埼玉県選管告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、志木市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
志木市立柳瀬川図書館	埼玉県志木市館二丁目六番十四号	志木市教育委員会	百人